紀美野町国民保護計画

平成19年 3月策定

令和 元年10月改定

紀美野町

目 次

第1編総論

第1章	町の責務、計画の位置づけ、構成等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	町の責務及び町国民保護計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	町国民保護計画の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	町国民保護計画の見直し、変更手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	関係機関の事務又は業務の大綱	4
2	関係機関の連絡先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第4章	町の地理的、社会的特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第5章	町国民保護計画が対象とする事態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第1	武力攻撃事態等及び緊急対処事態	9
1	武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)	9
2	緊急対処事態	10
第2	武力攻撃事態及び緊急対処事態の生起の可能性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第3	攻撃目標として考えられる施設	12
	第2編 平素からの備えや予防	
第1章	組織・体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1章	町における組織・体制の整備	13
	町における組織・体制の整備 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13 13
第1	町における組織・体制の整備 町の各課等における平素の業務 町組織の整備等	13 13 14
第1 1	町における組織・体制の整備 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13 13 14
第1 1 2	町における組織・体制の整備 町の各課等における平素の業務 町組織の整備等	13 13 14 17
第 1 1 2 3	町における組織・体制の整備 町の各課等における平素の業務 町組織の整備等 消防機関の体制 国民の権利利益の救済に係る手続等 関係機関との連携体制の整備	13 13 14 17 17
第1 1 2 3 4	町における組織・体制の整備 町の各課等における平素の業務 町組織の整備等 消防機関の体制 国民の権利利益の救済に係る手続等 関係機関との連携体制の整備 基本的考え方	13 13 14 17 17 18
第1 1 2 3 4 第2	町における組織・体制の整備 町の各課等における平素の業務 町組織の整備等 消防機関の体制 国民の権利利益の救済に係る手続等 関係機関との連携体制の整備 基本的考え方 県との連携	13 13 14 17 17 18 18
第1 1 2 3 4 第2	町における組織・体制の整備 町の各課等における平素の業務 町組織の整備等 消防機関の体制 国民の権利利益の救済に係る手続等 関係機関との連携体制の整備 基本的考え方 県との連携 近隣市町との連携	13 13 14 17 17 18 18 18
第1 1 2 3 4 第2 1 2	町における組織・体制の整備 町の各課等における平素の業務 町組織の整備等 消防機関の体制 国民の権利利益の救済に係る手続等 関係機関との連携体制の整備 基本的考え方 県との連携 近隣市町との連携 指定公共機関等との連携	13 13 14 17 17 18 18 18 19
第1 1 2 3 4 第2 1 2 3	町における組織・体制の整備 町の各課等における平素の業務 町組織の整備等 消防機関の体制 国民の権利利益の救済に係る手続等 関係機関との連携体制の整備 基本的考え方 県との連携 近隣市町との連携 指定公共機関等との連携 ボランティア団体等に対する支援	13 13 14 17 17 18 18 18 19
第 1	町における組織・体制の整備 町の各課等における平素の業務 町組織の整備等 消防機関の体制 国民の権利利益の救済に係る手続等 関係機関との連携体制の整備 基本的考え方 県との連携 近隣市町との連携 指定公共機関等との連携 ボランティア団体等に対する支援 通信の確保	13 13 14 17 17 18 18 18 19 19
第1 1 2 3 4 第2 1 2 3 4 5	町における組織・体制の整備 町の各課等における平素の業務 町組織の整備等 消防機関の体制 国民の権利利益の救済に係る手続等 関係機関との連携体制の整備 基本的考え方 県との連携 近隣市町との連携 指定公共機関等との連携 ボランティア団体等に対する支援	13 13 14 17 17 18 18 18 19 19
第 1 2 3 4 第 2 1 2 3 4 5 3	町における組織・体制の整備 町の各課等における平素の業務 町組織の整備等 消防機関の体制 国民の権利利益の救済に係る手続等 関係機関との連携体制の整備 基本的考え方 県との連携 近隣市町との連携 指定公共機関等との連携 ボランティア団体等に対する支援 通信の確保	13 13 14 17 17 18 18 18 19 19 19
第 1 2 3 4 第 第 第 第 4	町における組織・体制の整備 町の各課等における平素の業務 町組織の整備等 消防機関の体制 国民の権利利益の救済に係る手続等 関係機関との連携体制の整備 基本的考え方 県との連携 近隣市町との連携 指定公共機関等との連携 ボランティア団体等に対する支援 通信の確保 情報収集・提供等の体制整備	13 13 14 17 17 18 18 18 19 19 20 20

4	被災情報の収集・報告に必要な準備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第5	研修及び訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
1	研 修	23
2	訓 練	23
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
1	避難に関する基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
2	避難実施要領のパターンの作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
3	救援に関する基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
5	避難施設の指定	27
6	要援護者への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第3章	生活関連等施設の把握等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
1	生活関連等施設の把握等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
2	町が管理する公共施設等における警戒 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
第4章	物資及び資材の備蓄、整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
1	町における備蓄	30
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
第5章	国民保護に関する啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
1	国民保護措置に関する啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	31
4		
2		
2	第3編 武力攻撃事態等への対処	
2	第3編 武力攻撃事態等への対処	
第1章	第3編 武力攻撃事態等への対処	
	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準	32 32
第1章 1 2	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	32 32 32
第1章 1 2 3	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	32 32 32 34
第1章 1 2	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 町対策本部の設置等	32 32 32 34 35
第1章 1 2 3	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 町対策本部の設置等 町対策本部の設置	32 32 32 34 35
第1章 1 2 3 第2章 1 2	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 町対策本部の設置等 町対策本部の設置 通信の確保	32 32 32 34 35 35 38
第1章 1 2 3 第2章 1	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 町対策本部の設置等 町対策本部の設置 通信の確保 関係機関相互の連携	32 32 32 34 35 35 38 43
第1章 1 2 3 章 1 2 第2章 1 2 第1 2	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 町対策本部の設置等 町対策本部の設置 通信の確保 関係機関相互の連携 国・県の対策本部との連携	32 32 34 35 35 38 43 43
第1章 1 2 3 第 1 2 第 3 章 1 2	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 町対策本部の設置等 町対策本部の設置 通信の確保 関係機関相互の連携 国・県の対策本部との連携 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	32 32 34 35 35 38 43 43
第1章 1 2 3 章 1 2 第2章 1 2 第1 2	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 町対策本部の設置等 町対策本部の設置 通信の確保 関係機関相互の連携 国・県の対策本部との連携 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	32 32 34 35 35 38 43 43 43
第1章 1 2 3 第2章 1 2 第 3 4	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 町対策本部の設置等 町対策本部の設置等 ・町対策本部の設置 通信の確保 関係機関相互の連携 国・県の対策本部との連携 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	32 32 34 35 35 38 43 43 43 44
第1章 1 2 3 章 1 2 3 4 5	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 町対策本部の設置等 町対策本部の設置 通信の確保 関係機関相互の連携 国・県の対策本部との連携 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	32 32 34 35 35 38 43 43 43 44 44
第1章 1 2 3 第2章 1 2 第 3 4	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 町対策本部の設置等 町対策本部の設置 通信の確保 関係機関相互の連携 国・県の対策本部との連携 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 町の行う応援等	32 32 34 35 35 38 43 43 43 44 44 44
第1章 1 2 3 章 1 2 3 4 5	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 町対策本部の設置等 町対策本部の設置 通信の確保 関係機関相互の連携 国・県の対策本部との連携 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 町の行う応援等 ボランティア団体等に対する支援等	32 32 34 35 35 38 43 43 44 44 44 45
第1章 1 2 3 章 1 2 3 4 5 6	第3編 武力攻撃事態等への対処 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 初動体制の発令基準 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 町対策本部の設置等 町対策本部の設置 通信の確保 関係機関相互の連携 国・県の対策本部との連携 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 町の行う応援等	32 32 34 35 35 38 43 43 44 44 44 45 45

第1	警報の伝達等	46
1	警報の内容の伝達等	46
2	警報の内容の伝達方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
3	緊急通報の伝達及び通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
第2	避難住民の誘導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
1	避難の指示の通知・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
2	避難実施要領の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
3	避難住民の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
4	武力攻撃事態等における避難の類型と対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
第5章	救 援	56
1	救援の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
2	関係機関との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
3	救援の内容	56
第6章	安否情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
1	安否情報の収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
2	県に対する報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
3	安否情報の照会に対する回答 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
4	日本赤十字社に対する協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
第7章	武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
第1	武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
2	武力攻撃災害の兆候の通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
第2	応急措置等	62
1	退避の指示	62
2	警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	応急公用負担等	
4	消防に関する措置等	65
第3	生活関連等施設における災害への対処等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
1	生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4	NBC攻撃による災害への対処等 ······	
1	応急措置の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	国の方針に基づく措置の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	関係機関との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	汚染原因に応じた対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	町長及び消防長の権限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	要員の安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第8章	被災情報の収集及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第9章	保健衛生の確保その他の措置	
1	保健衛生の確保	71

_	廃棄物の処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
第10章	5 国民生活の安定に関する措置	73
1	生活関連物資等の価格安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
2	避難住民等の生活安定等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
3	生活基盤等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
第11章	章 特殊標章等の交付及び管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	第4編 緊急対処事態への対処	
1	緊急対処事態 ·····	76
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	第5編 復旧等	
	第5編 復旧等	
第1章	第5編 復旧等 応急の復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
第1章 1		
	応急の復旧 ····································	77
1	応急の復旧 ····· 基本的考え方 ···· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	77 77
1 2	応急の復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77 77 78
1 2 第2章	応急の復旧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77 77 78 79
1 2 第2章 第3章	応急の復旧	77 77 78 79 79

第1編総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町(町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び和歌山県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、町の国民の保護に関する計画(以下「町国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

なお、計画の策定に当たっては、「紀美野町地域防災計画」を活用するものとする。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町 が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定 める。

-【国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項】―

- 1 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 2 市町村が実施する第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 3 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 5 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村 長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備え

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 緊急対処事態への対処

第5編 復旧等

資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不 断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く 関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとするただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問、議会への報告及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他 の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時 に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互 の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共 機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであること に留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者(病人、乳幼児、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人等)(以下、「要配慮者」という。)の保護について留意する。また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

-【外国人への国民保護措置の適用】-

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できない ものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国 人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法に おける町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、次のとおりである。

〈国民の保護に関する措置の仕組み〉 県 (対策本部) 国 (対策本部) 町 (対策本部) 警報の発令 ◆・警報の町への通知 ・ 警報の伝達 (サイレン等を使用) 避 公共ネットワーク、衛星通信等を活用するとともに、情報伝達システムの改善に向けた検討、整備に努める ※防災行政無線、 難 避難措置の指示 避難の指示 避難の指示の伝達 指示 (避難経路、交通手段等) (要避難地域、避難先地域等) 避難住民の誘導 是正 (避難実施要領の策定) (消防等を指揮、警察・ 住 自衛隊等に誘導を要請し 民 • 食品、生活必需品等 救 救援に協力 救援の指示 の給与 救援 協 是正 収容施設の供与 援 ・医療の提供 等 力 ・武力攻撃災害への対処の指示 武力攻撃災害の防御 指示 指示 対武処力 (消防庁長官による消防に関する指示) 応急措置の実施 応急措置の実施 ・大規模又は特殊な武力攻撃災害(NBC攻 警戒区域の設定・退避の指示 警戒区域の設定・退避の指示 撃等) への対処 ・緊急通報の発令 害 生活関連等施設の安全確保・ <u>へ</u>の ・国民生活の安定 -対策本部における 対策本部における 対策本部における 合調整の要請総合調整 総合調整 総合調整 合調整の要請 指定公共機関 ・放送事業者による警報等の放送 ・日本赤十字社による救援への協力 ・運送事業者による住民・物資の運送 ・電気・ガス等の安定的な供給 国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、町、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関 は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 町

機関の名称	事務又は業務の大綱			
	1 国民保護計画の作成			
	2 国民保護協議会の設置、運営			
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営			
	4 組織の整備、訓練			
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の			
紀美野町	避難に関する措置の実施			
	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施			
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻			
	撃災害への対処に関する措置の実施			
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施			
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施			

(2) 県

機関の名称	事務又は業務の大綱		
	1 国民保護計画の作成		
	2 国民保護協議会の設置、運営		
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営		
	4 組織の整備、訓練		
	5 警報の通知		
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住		
県	民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施		
杯	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施		
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健		
	衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施		
	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の		
	実施		
	10 交通規制の実施		
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施		

(3) 指定地方行政機関

(3) 相足地人	7 1 1 15				
機関の名称		事務又は業務の大綱			
近畿管区警	1	管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整			
察局 2 他行		他管区警察局との連携			
	3	管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡			
	4	警察通信の確保及び統制			
近畿総合通	1	電気通信事業者・放送事業者への連絡調整			
信局	2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること				
	3	非常事態における重要通信の確保			
	4	非常通信協議会の指導育成			
近畿財務局	1	地方公共団体に対する災害融資			
(和歌山財	2	金融機関に対する緊急措置の指示			
務事務所)	3	普通財産の無償貸付			
	4	被災施設の復旧事業費の査定の立会			
近畿厚生局	1	救援等に係る情報の収集及び提供			
和歌山労働	1	被災者の雇用対策			
局					
近畿農政局	1	武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保			
	2	農業関連施設の応急復旧			
近畿中国森	1	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給			
林管理局					
(和歌山森					
林管理署)					
近畿経済産	1	救援物資の円滑な供給の確保			
業局	2	商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保			
	3	被災中小企業の振興			

中部近畿産	1	電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全
業保安監督	2	鉱山における災害時の応急対策
部近畿支部		
近畿地方整	1	被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
備局	2	港湾施設の使用に関する連絡調整
	3	港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1	運送事業者への連絡調整
(和歌山運	2	運送施設及び車両の安全保安
輸支局)		
大阪管区気	1	気象等の状況の把握
象台	2	気象等に関する資料・情報の提供
(和歌山地		
方気象台)		

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

	で域例及 UTH に近方 ム で域例
機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
関	
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通
	報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送
	2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
業者	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公	1 郵便の確保
社	
一般信書便	1 信書便の確保
事業者	
病院その他	1 医療の確保
の医療機関	
道路の管理	1 道路の管理
者	
日本赤十字	1 救援への協力
社	2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
	2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

資料編に掲げるとおりとする。

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置

本町は、平成18年1月1日、野上町と美里町が合併して誕生した町である。和歌山県の北部 に位置し、北は紀の川市、東はかつらぎ町、南は有田川町、西は海南市に接している。

(2) 面積

本町の面積は、128.34km2で、和歌山県の面積の約2.7%を占めている。土地利用状況は、森林が96.30km2で総面積の75%を占め、農地は10%程度である。

(3) 地形

本町は、中央を東から西に紀の川の支流、貴志川が流れ、その流域に広がる丘陵地と山地からなっている。

また、南には長峯山系が連なり、県立自然公園「生石高原」があり、生石ヶ峰は標高870mである。

(4) 気候

気候は、瀬戸内気候区と南海気候区との境界地域に属し、年間を通して温暖で、年平均気温は13.5℃、降水量は年間平均1,961.5mmとなっている。

(5) 人口分布

本町の人口は9,206人、世帯数は3,762世帯で1世帯あたりの人員は2.45人となっている(平成27年国勢調査)。また、年齢階層別人口は、年少人口(0~14歳)が総人口の7.68%、生産年齢人口(15~64歳)が総人口の48.15%と共に大きく減少している。その反面、高齢者人口(65歳以上)は、総人口の44.16%と大幅に増加しており、全国平均(26.60%)、和歌山県平均(30.90%)と比較しても非常に高い割合となっている。そのことから、当町の人口動態は少子高齢化が顕著であるといえる。

〈人口の状況〉

	W L 🖂	年齢階層別人口(総人口比)			世帯数
	総人口	0~14歳	15~64歳	65歳以上	(1世帯あたり人員)
平成17年	11,643人	1,146人	6,403人	4,094人	4,142世帯
		9.80%	55.00%	35. 20%	2.81人
平成22年	10,391人	878人	5,474人	4,039人	3,971世帯
十八八乙乙十		8. 45%	52.68%	38.87%	2.62人
₩ + 07/5	9,206人	707人	4,433人	4,065人	3,762世帯
平成27年		7.68%	48.15%	44.16%	2. 45人

※平成27年調査においては総人口のうち年齢不詳1名が含まれています。

(各年国勢調査)

(6) 道路の位置等

県内を結ぶ国道370号と次の県道を中心とした道路網を形成している。

- •岩出野上線
- ・高野口野上線
- ・奥佐々阪井線
- · 野上清水線
- 生石公園線
- 美里龍神線
- · 花園美里線

(7) バスの状況

紀美野町の公共交通機関は、大十バス(株)が和歌山市駅まで路線バスを運行しており、 隣市の海南駅(JR西日本)に約30分で連絡している。その他、交通弱者及び高齢者等が 安心して町内の公共機関及び病院等に行けるよう町内にコミュニティバスを運行し、利便 性の向上を図っている。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

第1 武力攻撃事態等及び緊急対処事態

1 武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)

- (1) 武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- (2) 武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- (3) 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なるが、以下に掲げる4類型を対象として想定している。

なお、これら事態は複合して起こることが多いと考えられる。

徴

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

〈4類型の武力攻撃事態の特徴と留意点〉

意

点

留

	○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になる	事前の準備が可能であり、戦闘が予
	とともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想され	想される地域から先行して避難させる
① 着	る。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが	とともに、広域避難が必要となる。広
上	国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測	範囲にわたる武力攻撃災害が想定さ
	事態において住民の避難を行うことも想定される。	れ、武力攻撃が終結した後の復旧が重
陸	○着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイル	要な課題となる。
侵	による攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。	
攻	○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火	
	災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設	
	の種類によっては、二次災害の発生が想定される。	
	○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早	ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及
	期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿にす	ぶおそれがある地域においては、市町
② ゲ	るためあらゆる手段を使用することが想定されることか	村(消防機関を含む。)と県、県警察及
ij	ら、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的	び国民保護措置を命ぜられた自衛隊の
ラや	に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の	部隊等が連携し、武力攻撃の態様に応
特	政治経済の中枢、鉄道、橋梁、ダムなどに対する注意が	じて、攻撃当初は住民を屋内に一時避
殊部	必要である。	難させ、その後、関係機関が安全確保
隊	○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も	の措置を講じつつ適当な避難地に移動
によ	限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えら	させる等適切な対応を行う。事態の状
る攻	れる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定	況により、知事の緊急通報の発令、市
撃	されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類	町村長又は知事の退避の指示又は警戒
	によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物	区域の設定など時宜に応じた措置を行
		うことが必要である。

取扱施設が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するお それがある。また、放射性物質を混入した爆弾(以下 「ダーティ・ボム」という。)が使用される場合がある。

○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが想定されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

- ○NBC弾頭は、大量無差別の殺傷や広範囲にわたる汚染 等を生じるとともに心理的にも大きな影響を及ぼし、大 規模な被害を与える。
- ○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被 害は局限され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられ る。

○弾道ミサイルの場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

- ○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態

道

イル

空

攻

擊

- (1) 緊急対処事態とは武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した 事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日、対 処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、 国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
- (2) 緊急対処事態の想定は、攻撃対象施設又は攻撃の手段の種類により、以下に掲げる4類型を対象として想定している。

なお、これら事態は武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想 定される。

3	対 類	事 態 例	被害の概要
攻	① 危険性を内在	ア 原子力事業所の	○大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ば
対	する物質を有す	破壊	くする。
施	る施設等に対す		○汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
攻撃対象施設等に	る攻撃が行われ	イ 石油コンビナー	○爆発及び火災の発生により住民に被害が発生する
によ	る事態	ト、可燃性ガス貯	とともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経
よる分類		蔵施設等の爆破	済活動に支障が生ずる。
類 			

		ウ 危険物積載船へ	○危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生する
		の攻撃	とともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染
			等社会経済活動に支障が生ずる。
		エ ダムの破壊	○ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は
			多大なものとなる。
	② 多数の人が集	ア 大規模集客施	○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われ
	合する施設、大	設・ターミナル駅	た場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩
	量輸送機関等に	等の爆破	壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
	対する攻撃が行	イ 列車等の爆破	
	われる事態		
	③ 多数の人を殺	ア ダーティボム等	○ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及
	傷する特性を有	の爆発による放射	び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎によ
	する物質等によ	能の拡散	る被害等である。
	る攻撃が行われ	イ 炭疽菌等生物剤	○ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が
	る事態	の航空機等による	攪乱されると、後年、ガンを発症することもあ
		大量散布	る。
		ウ 市街地等におけ	○小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同
		るサリン等化学剤	様である。
攻擊		の大量散布	○生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
手段		エ 水源地に対する	である。
攻撃手段による分類		毒素等の混入	○毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似し
よるハ			ている。
ガ 類			○化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
			である。
	④ 破壊の手段と	ア 航空機等による	○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施
	して交通機関を	多数の死傷者を伴	設の規模によって被害の大きさが変わる。
	用いた攻撃等が	う自爆テロ	○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害
	行われる事態	イ 弾道ミサイル等	も予想される。
		の飛来	○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生する
			とともに、建物、ライフライン等が被災し、社会
			経済活動に支障が生ずる。

第2 武力攻撃事態及び緊急対処事態の生起の可能性

- 1 県国民保護計画では、県における武力攻撃事態及び緊急対処事態の生起の可能性を次のように想 定している。
 - (1) 武力攻撃事態については、和歌山県の日本における地理的位置(太平洋に面した県、東京からの離隔度等)及び現状の国際情勢等から判断して、大規模な着上陸侵攻の可能性は少ない。 しかし、小規模なゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃は、西日本最大の都市が存在する大阪府に隣接することから、大阪府で事態が生起した場合に後方攪乱等を狙いとして起こる可能性があると考える。
 - (2) 緊急対処事態を引き起こす攻撃手段としては、ゲリラや特殊部隊、テロ、弾道ミサイル、航空機が考えられる。

- (3) NBC攻撃については、武力攻撃事態及び緊急対処事態の「多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃」において想定されると考える。
- (4) その他隣接府県特に大阪府で事態が生起した場合、和歌山県に大量の避難住民の受入要請が予測される。
- 2 本町は、和歌山県庁から直線距離で15km弱(町役場庁舎まで)であり、県庁から近距離に位置することから、武力攻撃事態及び緊急対処事態の生起の可能性は、県に準じた想定をするものとする。

第3 攻撃目標として考えられる施設

- 1 県国民保護計画では、県において攻撃目標と考えられる施設等として、次の施設を想定している。
 - (1) 県等関係施設
 - (2) 自衛隊施設
 - (3) 海上保安庁施設
 - (4) 空港・港湾・大量集客施設等の公共的施設
 - (5) 発電所・ダム等の生活関連等施設
- 2 県国民保護計画で想定されている施設のうち、本町に所在するのは次の施設である。

	種	別	名	称
(1)	(1) 県等関係施設		海草振興局建設部海南工事事務所紀美野	除駐在
(1)			和歌山県動物愛護センター	
(4)	空港・港湾・対		野上厚生総合病院、美里の湯かじか荘、 紀美野町文化センター、紀美野町中央会 一、紀美野町スポーツ公園体育館、紀 の動物園(みさと天文台)	公民館、紀美野町農村総合センタ
(5)	発電所・ダム等 車等施設	等の生活関	山田ダム	

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課等における平素の業務

町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、各課等が連携し、その準備に係る 業務を行う。

〈町の各部における平素の業務〉

	課			平素の業務
総	務	Ē	課	・国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等に関すること。
				・国民保護協議会の運営に関すること。
				・国民保護対策本部体制の整備に関すること。
				・避難実施要領のパターン作成及び伝達方法に関すること。
				・国民保護措置についての訓練に関すること。
				・国民保護措置に関する職員及び住民への啓発に関すること。
				・自主防災組織への必要な支援に関すること。
				・特殊標章等の管理、交付等に関すること。
				・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関するこ
				と。
				・安否情報の収集体制の整備に関すること。
				・情報の収集及び提供体制の整備に関すること。
				・住民への広報体制の整備に関すること。
				・通信連絡体制の整備に関すること。
				・食品等の備蓄に関すること。
				・所管施設の安全対策に関すること。
企 画	1 管	財調	课	・物資及び資材の備蓄・調達体制の整備に関すること。
				・町が管理する生活関連等施設の安全確保に必要な措置の総括に関すること。
会	計	Ē	课	・避難者の状況把握に関すること。
税	務	Ī	课	・被害調査体制の整備に関すること。

保健福祉課	・食品等の備蓄に関すること。 ・医薬品等の供給体制の整備に関すること。
	・医療関係機関との連絡体制の整備に関すること。
	・保育園児等の安全確保及び避難体制の整備に関すること。
	・福祉関係施設入所者及び要配慮者に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の
	伝達体制の整備に関すること。
	・要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。
	・ボランティア団体への必要な支援に関すること。
	・所管施設の安全対策に関すること。
住 民 課	・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。
住 民 室	・避難施設の運営体制の整備に関すること。
	・廃棄物処理体制の整備に関すること。
	・所管施設の安全対策に関すること。
産 業 課	・商工、観光、農林畜水産施設の安全対策に関すること。
	・物資の輸送対策に関すること。
	・所管施設の安全対策に関すること。
建 設 課	・物資及び資材の備蓄等に関すること。
建設課(美里支所)	・応急復旧体制の整備に関すること。
	・所管施設の安全対策に関すること。
	・ヘリポート用地の確保に関すること。
教 育 課	・避難施設の運営体制の整備に関すること。
	・児童・生徒の安全確保及び避難体制の整備に関すること。
	・応急教育の確保体制の整備に関すること。
	・文化財の安全対策に関すること。
	・施設利用者の安全確保及び避難体制の整備に関すること。
	・所管施設の安全対策に関すること。
建設課(美里支所)	・輸送体制の整備に関すること。
	・支所管内の相互応援に関すること。
まちづくり課	・支所管内の情報の収集及び提供体制の整備に関すること。
住 民 室	・国民保護措置に関する職員及び住民への啓発に関すること。
	・通信連絡体制の整備に関すること。
	・支所管内の相互応援に関すること。
	・所管施設の安全対策に関すること。
水 道 課	・給水体制の整備に関すること。
	・水道施設の安全対策に関すること。
議会事務局	・町議会議員との連絡体制の整備に関すること。
消防本部	・住民の避難誘導体制に関すること。
消 防 署	・国民保護措置についての訓練に関すること。
消 防 団	・その他消防長の特命に関すること。

2 町組織の整備等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃事態等が発生した場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対

処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当である総務課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その 参集基準を定める。

体 制	体制の判断基準	参 集 基 準
初動警戒体制	・事態認定はないものの、町域以外で緊急対処事態の 認定に繋がる可能性ある事案が発生した場合・町長が必要と認めた場合	総務課長・産業課長・建設課 長・美里支所長・まちづくり 課長・消防長・住民室長・建 設室長 総務課・産業課・建設課・ま ちづくり課・消防本部(署)・ 住民室・建設課(美里支所)
		の職員
緊急事態連絡 室体制	・事態認定はないものの、町域内において、緊急対処事態の認定に繋がる可能性ある事案が発生した場合・武力攻撃事態等又は緊急対処事態が認定され県に対策本部が設置された場合・町長が必要と認めた場合	原則、町国民保護対策本部体 制に準じて参集
町国民保護対 策本部体制	・町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	全職員が所定の場所に参集

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当である総務課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯 電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当である総務課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参 集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定し ておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

本部長職務代理者の順位は、次のとおりとする。

第1順位:副町長 第2順位:総務課長

(6) 職員の服務基準

前記(3)の体制ごとの、参集した職員の行うべき所掌事務は、次のとおりである。

体 制		Ī.	听	掌	事	務	
初動警戒体制	1	関係機関との連	車絡調整、	情報収	集に関するこ	- と。	
	2	町長への報告に	こ関するこ	こと。			
	3	状況により速や	かな体制	の移行	を図ること。		
緊急事態連絡室体制	田	国民保護対策本	部体制に	二準じる	0		

町国民保護対策本部体制

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部(以下「町対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

(8) 参集場所

参集場所は、次のとおりとする。なお、勤務時間中において、小・中学校、保育所、福祉施設等にあって、就学者、入所者を擁する部署においては、現場にとどまり避難措置に当たる。

	初動警戒体制	緊急事態連絡室体制	町国民保護対策本部体制
総務課長			
建設課長	l da	I. da	Luda
産業課長	本庁	本庁	本庁
消防長			
美里支所長	+	4-7	-tr-
まちづくり課長	支所	支所	支所
企画管財課長	_		
税務課長	_	7	
会計管理者	_	7	
保健福祉課長	_	- + ::	+=
住民課長	_	本庁	本庁
教育課長			
水道課長	_		
議会事務局長			
総務課			
建設課	平時の所属先	平時の所属先	平時の所属先
産業課	(配備要員)	(全員)	(全員)
消防本部			
消防署			
まちづくり課			
住民室			
建設課(美里支所)			
企画管財課			
税務課	_	平時の所属先	
会計課	_	(配備要員)	
保健福祉課			
住民課	<u> </u>		
教育課	_		
水道課	_		
議会事務局			
診療所			
教育課(文化センター・		平時の所属先(配備要員)	平時の所属先(全員)
天文台)		※勤務時間外は美里支所	※勤務時間外は美里支所
小学校		平時の所属先(配備要員)	平時の所属先(全員)
7. 于汉		※勤務時間外は教育課	※勤務時間外は教育課
こども園		平時の所属先(配備要員)	平時の所属先(全員)
保育所		※勤務時間外は福祉センター	※勤務時間外は福祉センター

^{※「}配備要員」とは、所属長を除いた各部署2名以上である。

3 消防機関の体制

(1) 紀美野町消防本部及び消防署における体制

紀美野町消防本部及び消防署は、町の基準を参考に、初動体制を整備するとともに、職員の 参集基準を定める。その際、町は、紀美野町消防本部及び消防署における24時間体制の状況を 踏まえ、特に初動時における紀美野町消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国 民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するととも に、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、紀美野町消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集 基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を総務課に開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

〈国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧	Ξ>
----------------------	----

損失補償	特定物資の収用に関すること。(法第81条②)			
(法第159条①)	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条③)			
	土地等の使用に関すること。(法第82条)			
	応急公用負担に関すること。(法第113条①、⑤)			
損害補償	国民への協力要請によるもの			
(法第160条)	(法第70条①、③、第80条①、第115条①、第123条①)			
不服申立てに関すること。(法第6条、第175条)				
訴訟に関すること。(法第6条、第175条)				

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、紀美野町文書取扱規程(平成18年訓令第9号)等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民 保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先一覧を整備するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、「避難」、「救援」等の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を及び情報の共有化を図るとともに、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有 を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置 との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携

町は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、市町間の相互応援協定等の締結を検討すること等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町と消防応援体制の整備を図るととも に、必要により消防相互応援協定等の見直しを行うこと等により、相互の連携強化を図る。ま た、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。なお、現在県下の市町村及び消防一部事務組合相互間で「和歌山県下消防広域相互応援協定」が締結されているほか、近隣市町と締結している消防相互応援協定は、次のとおりである。

- ① 海南市・紀美野町消防相互応援協定
- ② 有田川町·紀美野町消防相互応援協定
- ③ 那賀消防組合·紀美野町消防相互応援協定

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、 担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定を見直しするなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、町内事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティ ア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよ う、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推 進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的と して、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、新たに開発される通信技術等の導入や普及について積極的に検討する。

(2) 非常通信体制の確保

設

備

渾

用

面

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

・非常通信設備(全国瞬時警報システム (J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム (Em-net))等 の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制 の構築を図る。

・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

- ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を 定期的に総点検する。
 - ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を 図る。
 - ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が 絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画 を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、 消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者 及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必 要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 通信の確保

町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるものとする。

また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の緊急情報については、防災行政無線等の住民伝達装置と接続を行って住民への伝達に努めるとともに、住民伝達装置の多重化多様化にも努めることとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整

理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を 整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供並 びに武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について あらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に 説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力 体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

本町においては、同報系防災行政無線未整備地域が存在するため、早期整備を図るとともに、デジタル化や可聴範囲の拡大を図り、武力攻撃事態時等における迅速な警報の伝達手段の確保に努める。

なお、国は、衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム(J-ALERT)を平成19年度から導入する方針であるため、本町においても、平成19年度中に整備する。

(3) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日 付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十 分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用 又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達 や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に

関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

-【収集・報告すべき情報】—

- 1 避難住民(負傷した住民も同様)
 - 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所
 - ⑥ 国籍
- ⑦ ①~⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の住所
- ① 連絡先その他必要情報
- ① 親族・同居者への回答の希望
- ③ 知人への回答の希望
- ④ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡住民

(上記①~⑦に加えて)

- (15) 死亡の日時、場所及び状況
- (ii) 遺体が安置されている場所
- ① 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①~⑦、⑮~⑪の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、国が開発し運用開始した「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」 (以下、「安否情報システム」という。)を活用して、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び 提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要 な研修・訓練を行っておくものとする。 また、和歌山県と安否情報の収集、回答部署、責任 者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、事業所等安否情報を保有し、 収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ 把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国 民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等 における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方につ いて必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、 県市町村職員研修協議会、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機 会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な 方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓 練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や多様な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- (3) 訓練に当たっての留意事項
 - ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置 についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会や自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に要配慮者のうち、緊急対処事態等により自ら避難することが困難な者(以下「避難行動要支援者」という。)への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を 聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 町は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

-【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】-

【避難に必要な基礎的資料】

- 〇 町の地図
 - 各対策本部員が同一の地図を共有できることが可能な大きさの地図
 - ・ 地形の起伏や道路・河川の位置等の地理的な状況が明らかな地図
- 地区ごとの人口分布
 - ・ 地区ごとの人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
- 区域内の道路網のリスト
 - ・ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト
- 輸送力のリスト
 - ・ バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ
 - ・ バス網、保有車両数等のデータ
- 避難施設のリスト
 - ・ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - ・ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
 - ・ 町長の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの
- 関係機関の連絡先一覧、協定
- ○避難行動要支援者台帳
 - ・ 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者のリスト
- ○個別計画
 - ・ 地域の特性や実情を踏まえつつ名簿情報に基づき、避難行動要支援者1 人1人の具体的 な避難方法を定めた計画

【救援に必要な基礎的資料】

- 収容施設(避難所(長期避難住宅を含む。)及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建 物等のリスト
 - ・ 要配慮者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等
 - ・ 長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - ・ 大量の食料や飲料水等の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網
 - ・ 仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等

- 関係医療機関のデータベース
 - ・ 災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力 についてのデータ
 - NBCの専門知識を有する医療関係者のリスト
- 救護班のデータベース
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- 墓地及び火葬場等のデータベース
 - ・ 墓地及び火葬場等の所在及び対応可能数等

(2) 近隣市町との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 要配慮者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、特に避難行動要支援者の避難に配慮した対策を講じる。その際避難誘導は、総務課、保健福祉課を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援 班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、 これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、 事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方 について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客、昼間における事業所の就労者、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や、町が県の行う救援を 補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害 時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料(本編本章1(1))を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うととも

- に、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。
 - (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら町内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する輸送体制を整備するとともに、県と連携して町内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

-【輸送力確保のための情報】-

- ○輸送力に関する情報
 - ①保有車両等(定期・路線バス等)の数、定員
 - ②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法等
 - ③バスによる最寄り駅までの所要時間
- ○輸送施設に関する情報
 - ①道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等)
 - (2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する 町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定

町は、県と連携し、あらかじめ次の基準に留意した上で、資料編に掲げる施設を避難施設として 指定している。

--【避難施設の指定に当たっての基準】---

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、 救援の実施場所、避難の際の一時集合場所としての公園、広場、駐車場等の施設を指定するよ う配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅固な建築物を指定するよう配慮する。
- ③ 一定の地域に避難所が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保 に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

6 要配慮者への支援

- (1) 町は、県が策定している「和歌山県地震防災対策アクションプログラム」(南海トラフ地震 に備え「自助・共助・公助」の観点から県民が一丸となって実施すべき対策)を、町国民保護 計画においても有効に活用する。
- (2) 防災行政無線(同報系)の個別受信機の普及促進、地上デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報提供手段の普及等多様な情報伝達手段の整備・確保を図る。
- (3) 病院、老人保健施設及び老人福祉施設等の施設管理者は、健康状態等から学校等の通常の避難所に避難できない入所者や、福祉避難所等が不足する場合等に備えて施設間の協力体制の整

備に努める。

- (4) 町は、県と連携し、保健福祉課を中心とした横断的な組織を設け、避難行動要支援者の避難 支援業務を的確に実施するとともに、平時から自主防災組織、民生委員・児童委員、警察署、 消防署、社会福祉協議会、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者(以下「避難支援 等関係者」という。)との連携を深め、これらのネットワークを情報の伝達や避難の誘導に活 用するよう努める。
- (5) 町は、県と連携し、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人等の避難及び救援等の円滑な実施に努める。

第3章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握等

町は、消防本部と連携を図りながら、町域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生 活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

〈生活関連等施設の種類及び所管県担当部局〉

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	対象施設の根拠法	所管県担当部局名
第27条	1号	発電所、変電所	電気事業法	危機管理・消防課
	2号	ガス工作物	ガス事業法	危機管理・消防課
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施 設、配水池	水道法	食品・生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法	
	5号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法	危機管理・消防課
	6号	放送用無線設備	放送法	II.
	7号	水域施設、係留施設	港湾法	港湾空港振興課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施 設、航空保安施設	空港整備法、航空法	II
	9号	ダム	河川管理施設等構造令	河川課 農業農村整備課
第28条	1号	危険物	消防法	危機管理・消防課
	2号	毒劇物	毒物及び劇物取締法	薬務課
	3 号	火薬類	火薬類取締法	危機管理・消防課
	4号	高圧ガス	高圧ガス保安法	"
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力基本法	産業技術政策課
	6 号	核原料物質	原子力基本法	"
		放射性同位元素(汚染物質を 含む。)	放射性同位元素等による放射 線障害の防止に関する法律	医務課(医療関係) 危機管理・消防課(そ れ以外)
	8号	毒劇薬	医薬品医療機器等法	薬務課
	9号	電気工作物内の高圧ガス	電気事業法	危機管理・消防課
	10号	生物剤、毒素	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律	
	11号	毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質 の規制等に関する法律	

2 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた 物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保 護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において 特に必要となる物資及び資材について備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

-【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】――

安定ョウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡 大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接 に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備 し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の 予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に 努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の 特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき 対処についても、国が作成する各種資料(内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るため に」など)を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努 める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が 提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくこと が必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析 して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制に ついて、以下のとおり定める。

1 初動体制の発令基準

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、初動体制及び参集基準を次のとおりとする。

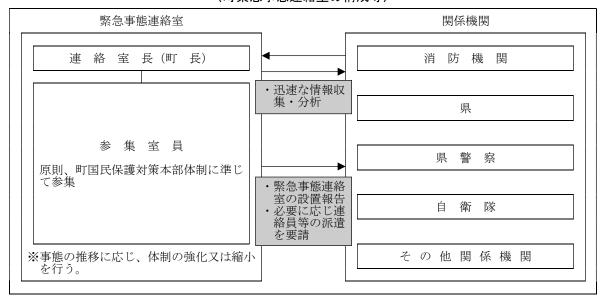
体制	体制の判断基準	参 集 基 準
初動警戒体制	・事態認定はないものの、町域以外で緊急対処事態の認定に繋がる可能性ある事案が発生した場合・町長が必要と認めた場合	総務課長・産業課長・建 設課長・美里支所長・ま ちづくり課長・消防長・ 住民室長・建設室長 総務課・産業課・建設 課・まちづくり課・消防 本部(署)・住民室・建設 室の職員
緊急事態連絡 室体制	・事態認定はないものの、町域内において、緊急対処事態の認定に繋がる可能性ある事案が発生した場合・武力攻撃事態等又は緊急対処事態が認定され県に対策本部が設置された場合・町長が必要と認めた場合	原則、町国民保護対策本部体制に準じて参集
町国民保護対 策本部体制	・町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	全職員が所定の場所に参 集

2 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

① 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合に おいては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町として的確かつ迅速に対処す るため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、原則、町国民保護対策本部 体制に準じて参集する。

〈町緊急事態連絡室の構成等〉



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ち にその旨を町長及び幹部職員等に報告する。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

町は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法(昭和23年法律第186号)に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の 市町村等に対し支援を要請する。

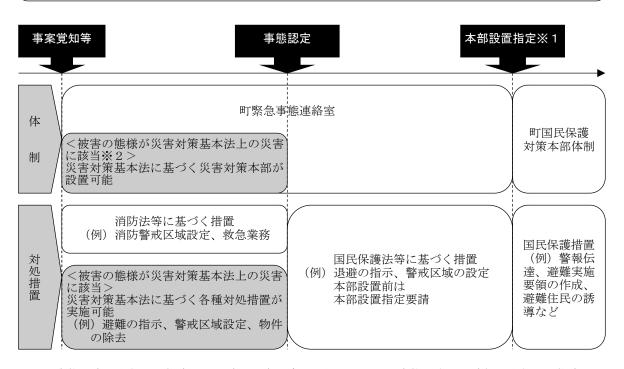
(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】-

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係部課室に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶 等の事故等とされている。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、初動警戒体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・ 連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した 場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

- ① 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知 町長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市町村対策本部を設置 すべき市町村の指定の通知を受ける。
- ② 町長による町対策本部の設置 指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。
- ※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替える。
- ③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集 本部長は、別表1に掲げているとおり、総務部長を通じ防災行政無線放送、職員参集メール 及び電話により伝達する。
- ④ 町対策本部の開設町対策本部担当者は、役場本庁舎内に町対策本部を開設するとともに、 町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特 に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を 確認)。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備 及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を役場本庁舎に設置できない場合は、被災を免れた堅ろうな公共施設に設置する。

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

町長は、町が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

- (3) 町対策本部の組織構成及び業務分掌 町対策本部の組織及び事務分掌は別表2及び別表3のとおりとする。
- (4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等が発生した場合、住民が情報の錯綜等により混乱することを防ぐため、適時適切な情報提供や行政相談を行うための広報広聴体制を整備する。

-【町対策本部における広報体制】-

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う 「広報責任者」は、総務部長をもって充てる。

② 広報手段

防災行政無線、広報紙、テレビ・ラジオ・CATV放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネット、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸すること のないよう迅速に対応すること。

イ 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町 長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

資料編に掲げるとおりである。

(5) 町現地対策本部の設置

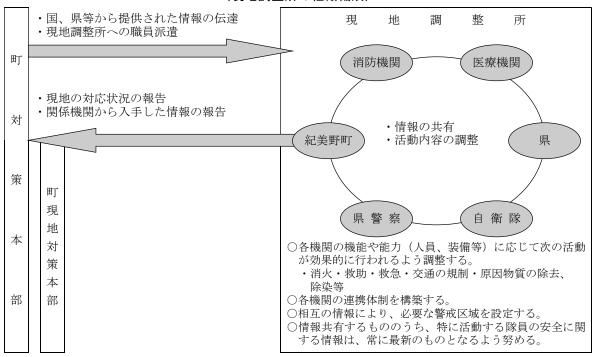
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

〈現地調整所の組織編成〉



(7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な 実施を図る。

① 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整 町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要がある と認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が 実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長 は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国 民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関 等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に 係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容 等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市町村対策本部を設置 すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

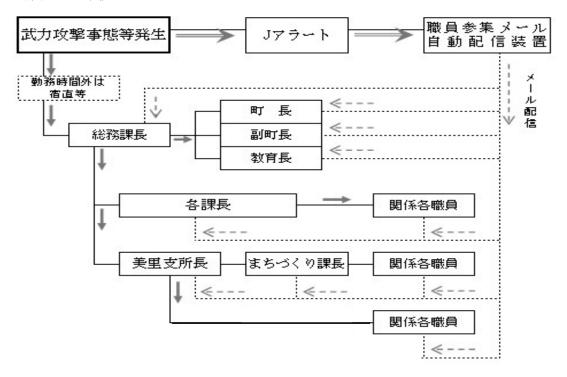
(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の 応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省 及び県にその状況を報告する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

別表 1 動員の伝達系統図



別表 2 国民保護対策本部組織図

+	如人業		部	部 長 (平時の役職名)	班
本部長	部 会 議 町長		総務部	総務課長	防 災 班 総 務 班 情報連絡班 広 報 班
副本部長	新育長 総務課長		支所部	美里支所長	情報伝達班 情報連絡班 輸 送 班
	美里支所長		企画部	企画管財課長	企 画 班
	まな一次 (1) また (1)		調査部	税務課長	調査班
			会計部	会計管理者	会 計 班
			救護部	保健福祉課長	福 祉 班 医療救護班
本部員			環境衛生部	住民課長	環境衛生班 支 援 班
			産業部	産業課長	産業班
			建設部	建設課長	建 設 班 農 地 班
			教育部	教育課長	教育対策班 社会教育班
			水道部	水道課長	水 道 班
			議会部	議会事務局長	議会事務局班
			消防部	消防長	消防本部(署)消防 団

別表3 国民保護対策本部の事務分掌

3 🗷	・ 選手を表する。 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
総 防災班 務 【総務課】		優先	1 本部会議の運営に関すること。 2 国民保護対策本部内の部・班との連絡調整に関すること。 3 本部長が決定した方針に基づく各部班に対する具体的な指示に関すること。 4 職員の動員に関すること。 5 本部及び現地対策本部の設置、運営に関すること。 6 自衛隊、県職員、他市町村に対する応援要請及び受入れ等広域応援に関すること。 7 住民の避難に関する措置に関すること。 8 県対策本部等からの情報の受理及び要請並びに県への報告に関すること。 9 被害情報、被害報告の取りまとめ及び報告に関すること。 10 国民保護措置の総括に関すること。	
		復旧	ア 罹災に関する証明の発行に関すること。 イ 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。	
	総務班【総務課】	優先	1 防災班からの依頼に関すること。2 緊急時における避難実施要領の検証に関すること。3 避難所等施設の被害確認に関すること。	
		復旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 イ 公務災害に関すること。 ウ 国民保護対策に伴う予算措置に関すること。 エ 災害復旧資金に関すること。	
	情報連絡班 【総務課】	優先	 国民保護対策上必要な情報(気象・交通情報等)の収集・伝達に関すること。 防災関係機関との連絡・調整に関すること。 安否情報の収集及び提供に関すること。 被災地からの情報収集・伝達に関すること。 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関すること。 通信手段の確保に関すること。 	
	to be about	復 旧	ア 通信設備の復旧に関すること。 イ その他情報連絡に関すること。	
	広報班 【総務課】	優先	1 町民への広報に関すること。2 報道機関への発表・要請に関すること。3 外国人の被災者に関する連絡調整に関すること。	
		復 旧	ア 国民保護措置等の記録及び取りまとめに関すること。 イ その他広報に関すること。	
支所	情報連絡班 【まちづくり課】	優先	1 被災地からの情報収集・伝達に関すること。 2 支所各班との相互応援に関すること。	
部	情報伝達班【住民室】	優先	1 職員の動員に関すること。(支所人員)2 本部への被害情報報告に関すること。3 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関すること。	
		復 旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。	
	輸送班 【建設課 (美里支所)】	優先	1 物資の輸送に関すること。2 支所各班との相互応援に関すること。3 運送業者との連絡調整に関すること。	
		復 旧	ア その他輸送に関すること。	

	^ 		· 广东东西海口水土伯孟和林东土九山土山田() - 1
企	企画班		1 庁舎の電源及び有線電話等の応急対応に関すること。
画	【企画管財課】	-	2 公用車等の配車に関すること。
部		優	3 食糧、保存水、生活必需品、燃料等の調達配分に関すること。
		先	(備蓄・救援物資)
			4 所管施設(住宅等)の安全措置に関すること。
			5 特命事項に関すること。
		復	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。
		旧	イ 被災地への慰問の受入れ等に関すること。
		111	ウ その他企画に関すること。
調	調査班	-	1 人的被害及び家屋被害の情報収集に関すること。
查	【税務課】	優	2 避難所の運営に関すること。
部		先	3 建物の危険度判定に関すること。
		復	ア 町税の減免に関すること。
		旧	イ その他調査に関すること。
\triangle	△⇒↓≒Ⅱ	IH	7 での旧朔旦に戻りること。
会 計	会計班	復	ア 国民保護対策の経理全般に関すること。
	【会計課】	旧	イ その他出納に関すること。
部			-
救	福祉班		1 日赤その他の団体との連絡調整に関すること。
護	【保健福祉課】		2 要配慮者の避難等に関すること。
部		優	3 所管施設の被害状況の確認に関すること。
		先	4 所管施設利用者の避難誘導に関すること。
			5 児童の保護に関すること。
			6 応急保育に関すること。
			ア 義援金品の受付、配分、出納管理に関すること。
		復	イ ボランティアの受入れ等に関すること。
		旧	ウ 所管施設の復旧に関すること。
			エ その他福祉に関すること。
	医療救護班		1 医療救護班の編成に関すること。
	【保健福祉課】		2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、診療所等との連絡調整に関
			すること。
		優	3 医療に関すること。
		先	4 応急医療のための薬品、資器材の確保に関すること。
			5 医療救護及び助産に関すること。
			6 食品衛生及び環境衛生に関すること。
			7 精神保健福祉対策に関すること。
		復	ア 防疫に関すること。
		復 旧	ノー的投に関すること。 イ その他救護に関すること。
-tm	r四 (オンカンリ・ママ	IH	
環	環境衛生班		1 危険動物等の逸走対策に関すること。
境	【住民課】		2 家庭動物等の保護等に関すること。
衛		優	3 廃棄物の処理に関すること。
生		先	4 遺体の処理に関すること。
部			5 屎尿、廃棄物、ゴミ収集・処理・処分地等の確保に関するこ
			と。
		復	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。
		旧	イ その他環境衛生に関すること。
	支援班	優	1 被災者の食糧の確保に関すること。
	【住民課】	先	2 各部・班の支援に関すること。
	· -		
		復 旧	ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。
莊	産業班	旧	イ その他支援に関すること。 1 避難者の把握に関すること。
産業	産業班 【産業課】	優	1 避難者の把握に関すること。 2 救護所、臨時的避難所(テント、仮設トイレ等)の設置及び
部	()生未味】	先	2 秋暖別、崎崎的避難別(アンド、仮設ドイレ寺)の設直及の一準備に関すること。
1 1111			十宮に区 7 としこ

マギエ光、知火佐乳の地字調本及び内内はに関する	
ア 商工業、観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 イ 農作物、畜産物、水産物の被害調査に関すること。 ウ 農林業、畜産業等施設の被害調査及び応急対策 と。 旧 エ 家畜及び家きんの被害調査及び防疫に関すること。 オ 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 カ 農林水産業団体との連絡に関すること。 キ その他産業に関すること。	
建 建設班 【建設課】 (美里支所)】	この連絡 旧に関
復 ア 応急仮設住宅の建設に関すること。 イ 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ウ その他建設に関すること。	
農地班優 1 下水道施設の被害調査に関すること。【建設課】先 2 農道・林道等の危険箇所の警戒及び安全措置に関する。	けること。
【建設課復ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。(美里支所)】旧イ その他農地に関すること。	
教 教育対策班1 町立小・中学校への警報等の伝達に関すること。育 【教育課】優 2 所管施設利用者(児童・生徒)の避難誘導に関すること。部先 3 所管施設の被害状況確認及び安全措置に関すること。4 避難所の開設に関すること。	
ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 イ 学用品の支給に関すること。 ウ 学校給食の管理及び分配に関すること。 エ 文化財の被害防止対策に関すること。 オ その他教育対策に関すること。	
社会教育班1 所管施設への警報等の伝達に関すること。【教育課】優 2 所管施設利用者の避難誘導に関すること。先 3 所管施設の被害状況確認及び安全措置に関すること。4 避難所の開設に関すること。	- 0
復 ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 旧 イ その他社会教育に関すること。	
水 水道班 優 1 上水道及び簡易水道区域の水道水供給に関すること 道 【水道課】 先 2 飲料水の確保に関すること。	- 0
部	と。
議 議会事務局班 優 1 町議会議員との連絡に関すること。 会 【議会事務局】 先	
部 復 ア 臨時議会に関すること。 旧 イ その他議会に関すること。	
消 消防本部(署) 優 1 紀美野町消防本部消防計画による。	
防 消防団 先	

事務分掌は、班単位で班長以下班員が協力し対応する。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び 指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町と の連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めると きは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民 保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容 等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 町は、町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要がある と認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行う よう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて県を担当区域とする自衛隊和歌山地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては県を担当区域とする中部方面総監、海上自衛隊にあっては県を担当区域とする具地方総監、航空自衛隊にあっては県を担当区域とする中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

-【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】——

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
- ③ 武力攻撃災害への対処(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等)

- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)
 - (2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
 - ① 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
 - ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その 相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求め る理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託
 - ① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託すると きは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
 - ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、(1) の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1) の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 町の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、 設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することが できない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場 合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、 適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を 行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望する ものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ア 避難住民の誘導
- イ 避難住民等の救援
- ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- エ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達 先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、自治会、社 会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校等)に警報の内容を伝達する。

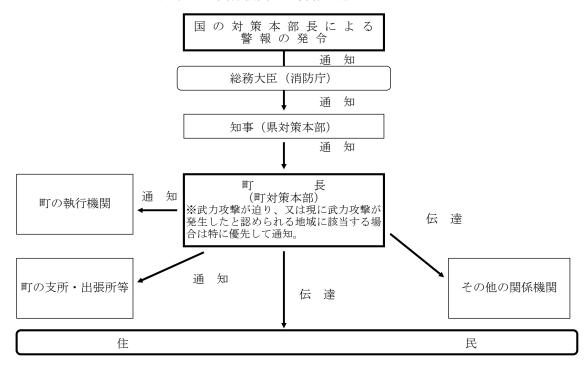
(2) 警報の内容の通知

ア 町は、他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、野上厚生総合病院、診療所、保育園等)に対し、警報の内容を通知する。

イ 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ (http://www.town.kimino.wakayama.jp/) に警報の内容を掲載する。

※ 町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。

〈町長から関係機関への警報の通知・伝達〉



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当分の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則 として以下の要領により行う。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生した と認められる地域」に本町が含まれる場合

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生した と認められる地域」に本町が含まれない場合





原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサ イレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した「 後、警報が発令された事実等を放送して周知する。

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線 やホームページへの掲載をはじめとする手段により 周知を図る。

なお、このことは、町長が特に必要と認める場合 に、サイレンを使用することを妨げるものではな

その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線 による伝達以外の効果的な方法についても検討する。

-【全国瞬時警報システム及び緊急情報ネットワークシステムを用いた対応】-

町は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が、迅速かつ確実に住民に周知す る為、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)に より、瞬時に送信される警報等の内容を、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用し て迅速に住民へ警報を伝達する。

(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどによ り、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動 要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるよ うに配意する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警 報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するも のとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係部局との連携の下で避難支 援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備え られるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則と して、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と 同様とする。

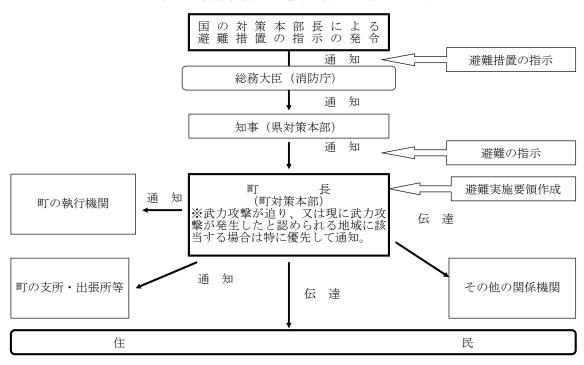
第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととな る。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることか ら、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容 を、住民に対して迅速に伝達する。

〈町長から関係機関への避難の指示の通知・伝達〉



※町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

- 警報の発令(法第44条)
 - 対策本部長(内閣総理大臣)が警報を発令
 - 警報の内容
 - 武力攻撃事態等の現状及び予測
 - ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
 - ・ 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項



- 避難措置の指示(法第52条)
 - 対策本部長(内閣総理大臣)が定め、知事等関係機関に通知
 - 避難措置の内容
 - 住民の避難が必要な地域(要避難地域)
 - ・ 住民の避難先となる地域(避難先地域、住民の避難の経路となる地域)
 - ・ 関係機関が講ずべき措置の概要



■ 避難の指示(法第54条)

- 知事が対策本部長(内閣総理大臣)の避難措置の指示の通知を受けて定め、町長等関係機関に通知
- 避難措置の指示に以下の方法を示す
 - 主要な避難経路
 - ・ 避難のための交通手段
 - ・ その他避難の方法



■ 避難実施要領(法第61条)

- 町長が知事の避難の指示の通知を受けて定め、住民等に伝達及び関係機関に通知
- 避難実施要領の内容
 - ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
 - ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
 - ・ 避難の実施に関し必要な事項

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施 要領の内容を修正する。

- 【避難実施要領に定める事項 (法定事項)】-

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

- 【避難実施要領の策定の留意点】-

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市町村の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことを基本とする。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもあり得る。

項目	留 意 事 項	作 成 例
ア 要避難地域及び	避難が必要な地域の住所を可能	紀美野町A1地区の住民は「A1町内会」
避難住民の誘導の	な限り明示するとともに、自治	を避難の単位とする。

実施単位	会、町内会等、地域の実情に応じ た適切な実施単位とする。	
イ 避難先	避難先の住所及び施設名を可能 な限り具体的に記載する。	避難先:B市B1地区にあるB市立B1高 校体育館
ウ 一時集合場所及 び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。	集合場所:紀美野町A1地区の紀美野町立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩とし、必要に応じて、自転車等を使用するものとする。避難行動要支援者については自動車等の使用を可とする。
エ 集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発 時刻や避難誘導を開始する時間を 可能な限り具体的に記載する。	バスの発車時刻:○月○日15:20、15: 40、16:00
オ 集合に当たって の留意事項	集合後の避難住民の確認要領の ほか、自治会内や近隣住民間での 安否確認、避難行動要支援者への 配慮事項等、集合に当たっての避 難住民の留意すべき事項を記載す る。	集合に当たっては、避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。
カ 避難の手段及び 避難の経路	集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難 誘導の開始時間及び避難経路等、 避難誘導の詳細を可能な限り具体 的に記載する。	集合後は、〇〇鉄道〇〇駅から、〇月〇日の15:30から10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及び紀美野町職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。
キ 町職員、消防職 団員の配置等	避難住民の誘導が迅速かつ円滑 に行えるよう、関係町職員、消防 職団員の配置及び担当業務を明示 するとともに、その連絡先等を記 載する。	
ク 高齢者、障害者 等要配慮者への対 応	高齢者、障害者、乳幼児等、要配慮者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、要配慮者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。
ケ 要避難地域にお ける残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。	避難の実施時間の後、速やかに、残留者の 有無を確認する。避難が遅れている者に対し ては、早急な避難を行うよう説得する。避難 誘導中に避難者リストを作成する。
コ 避難誘導中の食 料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ 迅速に提供できるよう、それら支 援内容を記載する。	避難誘導要員は、○月○日18:00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

サ 避難住民の携行	避難住民の誘導を円滑に実施で	携行品は、3日分の飲料水や食料品、小
品、服装	きるような必要最低限の携行品、	銭、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電
	服装について記載する。	灯等、必要なものを入れた非常持出品だけと
		し、身軽に動けるようにする。服装は、身軽
		で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保
		護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くよ
		うにする。なお、NBC災害の場合には、マ
		スク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露
		出を避ける服装とする。
シ 避難誘導から離	問題が発生した際の緊急連絡先	緊急連絡先:紀美野町対策本部
脱してしまった際	を記述する。	TEL 073—489—8111 (担当〇〇〇〇)
の緊急連絡先等		

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)

イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定 地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合) (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要配慮者の避難方法の決定(避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置)
- キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部 長による利用指針を踏まえた対応)

-【国の対策本部長による利用指針の調整】―

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第114号)第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防長、警察署長等及び自衛隊和歌山地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

国の対策本部長による避 難措置の指示の発令 ※ (前掲) 通知 避難の指示 の通知・伝達 総務大臣 (消防庁) 通知 知事 (県対策本部) 通 知 通 知 その他の関係機関 町の執行機関 伝 達 町長による避難実施要領の作成 報道関係者 供 提 通 知 消防機関 通知 通 知 町の支所・出張所等 伝 達 警察署等 民 住

〈町長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達〉

3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員並びに消防長及び消防団長を指揮 し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を 単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡 調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。ま た、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度で の活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避 難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を 実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保 有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主 防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情 報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行 う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、 その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な 措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町 長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行 う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダー となる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。 その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応 についての情報を提供する。

(6) 避難行動要支援者への配慮

町長は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、避難支援等関係者と協力して、避難行動要支援者台帳及び個別計画をもとに避難させるものとする(また、「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、避難支援等関係者との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまること も多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋 内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行う とともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努め る。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容 を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定 公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求め に応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指 定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民 を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 武力攻撃事態等における避難の類型と対応

攻 撃 の種別	避難対策	備考
	① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は原則として屋内に避難する。 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、で	弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、
弾	きるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難する。 ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじ	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。
弾道ミサイル攻	め出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが 発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、そのとるべき行動 を周知することとする。 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ	このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により 攻撃目標は変化するとと

の場合	ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示対策本部長 警報の発令、避難措置の指示 (その他、記者会見等による国民への情報提供)知事 避難の指示 U 長 避難実施要領の策定 イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令	もに、その保有する弾道 ミサイルの精度により、 実際の着弾地点は変わっ てくる。このため、すべ ての市町村に着弾の可能 性があり得るものとし て、対応を考える。
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	 ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示を出すこととする。 ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については攻撃当初は一時的に屋内に避難させ移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させる。 ③ 以上から避難実施要領の策定に当たっては各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定する。また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。 ○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応「一時避難場所までの移動」~「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順で実施する。 ○ 昼間の町中心部において突発的に事案が発生した場合の対応当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持つよう啓発する。 	あるが、少人数のグループにより行われるため、 使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般に は狭い範囲に限定される。 特に、最小限の攻撃で
航空攻撃による場合	弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少ないこと、攻撃目標を特定することが困難であることから、航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。	
着上陸侵攻の場合	大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を踏まえて対応する。	平素から、かかる避難 を想定した具体的な対応 を定めておくことは困難 であり、今後、国の具体 的な指示を踏まえて迅速 な対応がとれるよう、検 討を進めていく。

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、実施すべき措置の内容及び期間 の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置につ いて関係機関等の協力を得て行う。

-【救援に関する措置】-

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい 支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

県への要請等	町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判
	断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援
	内容を示して要請する。
他市町村との連携	町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判
	断したときは、知事に対し、県内他市町村との調整を行うよう要請する。
日本赤十字社との連携	町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した
	救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の
	措置を実施する。
緊急物資の運送の求め	町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急
	物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に 関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程 度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合 には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請す る。

(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の実施に係る調整

町長は、あらかじめ調整した以下の役割分担に沿って、知事と緊密に連携して救援を行う。

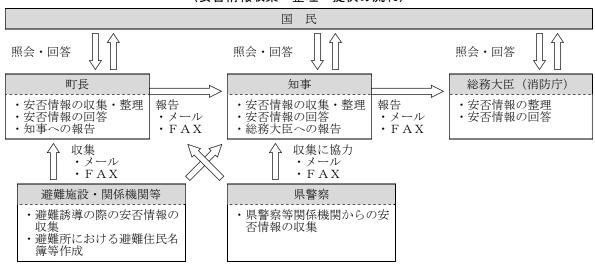
項目	知 事	町長
①収容施設の供	ア あらかじめ町長の意見を聴いたうえ	ア 避難所の管理運営については、知事の
与	 で、平素から指定している避難施設、	 指示のもと、原則として町長が行う。
	その他適切な場所に避難所を開設す	イ 町長は、施設管理者、避難住民及び近
	る。	隣の者の協力を得て、避難所を運営管理
	イ 開設に当たっては、知事は、施設管	する。
	理者に通知するとともに避難所開設時	ウ 他市町村から避難住民を受け入れた場
	においては施設管理者に管理運営の協	合は、避難元の市町村職員に協力を要請
	力を求める。	するものとする。
②食品·飲料水	町等と連携し、救援のために必要な食	知事の行う救援を補助するため次の措置
及び生活必需	品の給与、飲料水の供給及び生活必需品	を講じる。
品等の給与又	の給与又は貸与が円滑に実施できるよう	ア 炊き出しその他による食品の給与
は貸与	次の措置を講じる。	(ア) 備蓄物資及び救助物資の調達に関
	ア 炊き出しその他による食品の給与	する協定等に基づき必要な物資の調
	(ア) 避難の指示等の情報及び市町村	達
	から、避難所ごとの必要量の情報	(イ) 炊き出し
	を収集	※ この場合、町長は、施設管理者、
	(イ) 備蓄物資及び救助物資の調達に	避難住民及び近隣の者の協力を得る
	関する協定等に基づき必要な物資	とともに、他市町村から避難住民を
	の調達	受け入れた場合は、避難元の市町村
	(ウ) LPガスその他炊き出しに必要	職員に協力を要請する。
	な調理器具等の調達	イ 飲料水の供給
	(エ) 不足する場合の広域応援協定に	町長は、飲料水の確保を行う。
	基づく他の都道府県への要請	ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又
	イ 被服、寝具その他生活必需品の給与	は貸与
	又は貸与	(ア) 備蓄物資及び救助物資の調達に
	(ア) 避難の指示等の情報及び市町村	関する協定等に基づき必要な物資の
	から、避難所ごとの必要量の情報	調達
	を収集	
	(イ) 備蓄物資及び救助物資の調達に	
	関する協定等に基づき必要な物資	
	の調達	
	(ウ) 不足する場合の広域応援協定に	
	基づく他の都道府県への要請	

③医療の提供及び	町、日本赤十字社、医師会、病院協会	医療の提供及び助産が円滑に実施できるよ
助産	その他医療関係者の協力を得て、和歌	う、次の措置を講じる。
	山県保健医療計画に準じ、医療の提供	ア 町医療救護班の編成及び派遣
	及び助産が円滑に実施できるよう次の	イ 県医療救護班等の受け入れ窓口の設置及
	措置を講じる。	び救護所等への配置調整
	ア 医療施設の被害状況、被災地の医	ウ 患者の陸路搬送
	療ニーズ、支援可能医療施設等の情	
	報を一元的に管理し、市町村長、医	
	療関係機関、ライフライン事業者等	
	の関係機関及び住民への情報提供	
	イ 県医療救護班の編成及び派遣	
	ウ 患者の空路及び海路搬送の確保	
	エ 国及び他府県等への医療救護班の	
	派遣要請	
	オ NBC攻撃について国との連絡調	
	整	
④被災者の捜索及	県警察、消防機関、海上保安庁及び	
び救出	自衛隊等と連携し、被災者の捜索及び	
	救出を行う。	
⑤埋葬及び火葬	町と連携し、埋葬及び火葬の措置を	
	講じる。	
⑥電話その他の通	電気通信事業者の協力を得て、電話	
信設備の提供	その他通信手段の確保を図る。	
⑦武力攻撃災害を	町と連携し、武力攻撃災害を受けた	
受けた住宅の応	住宅の応急修理の措置を講じる。	
急修理		
⑧学用品の給与	県教育委員会等と連携し、児童生徒	
	に対して、学用品の給与を行う。	
⑨死体の捜索及び	県警察、消防機関、海上保安庁及び	
処理	自衛隊等と連携し、死体の捜索及び処	
	理を行う。	
⑩武力攻撃災害に	町と連携し、住居等の障害物除去の	
よって住居又は	措置を講じる。	
その周辺に運び		
込まれた土石、		
竹木等で、日常		
生活に著しい支		
障を及ぼしてい		
るものの除去		
	1	i .

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の 上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会へ の回答について必要な事項を以下のとおり定める。

〈安否情報収集・整理・提供の流れ〉



収集項目

- 避難住民(負傷した住民も同様)

 - 氏名 フリガナ
- 出生の年月日
- 男女の別
- 住所
- 国籍
- 234567 りほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合 当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ①~⑥のほか、 において、当該情報に) 負傷(疾病)の該当
- (9) 負傷又は疾病の状況
- 現在の住所 10
- (11) 連絡先その他必要情報
- 親族・同居者への回答の希望 知人への回答の希望 12
- (13)
- (14) 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 死亡住民
- (上記①~⑦に加えて) ③ 死亡の日時、場所及び状況 ⑤ 遺体が安置されている場所
- 連絡先その他必要情報
- ①~⑦、⑮~⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療 機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民 基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活 用して行う。

なお、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定 する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムを利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

- (1) 安否情報の照会の受付
 - ア 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部 を設置すると同時に住民に周知する。
 - イ 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口に、安 否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受 け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が 遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電 子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ア 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を 行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるも のではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれ がないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る 者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの 別を回答する。
- イ 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会を しようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号 により回答する。
- ウ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や 連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきこと を職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾

病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報について は、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社和歌山県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人 に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2)、(3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力 攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必 要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着 用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不 発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その 旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速 やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に 基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な 事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要がある と認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

- 【退避の指示について】—

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に 地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本 部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生の現場からの 情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

- 【退避の指示(一例)】—

- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△(一時)避難場所 へ退避すること。

-【屋内退避の指示について】-

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき
 - (2) 退避の指示に伴う措置等
 - ① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達 するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等につい て、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の 指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動 について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び 県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情 報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安 全の確保に配慮する。
- ② 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要 に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各 職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等 の確認を行う。
- ③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章 等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、 住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の 設定を行う。

-【警戒区域の設定について】-

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所に おける県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況 の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び 住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう 現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、 警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要 な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入っている野積みされたドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは 収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の 実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力 攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保 有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は 他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

現在締結されている消防応援協定は、次のとおりである。

- ① 和歌山県下消防広域相互応援協定
- ② 海南市·紀美野町消防相互応援協定
- ③ 有田川町・紀美野町消防相互応援協定
- ④ 那賀消防組合·紀美野町消防相互応援協定

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3) による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃 災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施 設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通 じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・ 救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の 出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、 知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体 制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁 長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施 するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防 長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を 行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施 等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う職員等に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現 地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との 連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 本町が被災を免れ、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたとき、町長は、 武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬 剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着 用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な 対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定め る。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めると きは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきこと を命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対 策本部で所要の調整を行う。

〈危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置〉

	項	目	根力	処 法	令
	消防本部等所在市町村の区域に	国民保護法施行	令第29)条	
対	項の危険物の製造所、貯蔵所若し				
象	象 く。) 又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される				
	移送取扱所において貯蔵し、又は				
	① 危険物質等の取扱所の全部ス	スは一部の使用の一時停止又は	消防法第12条の	3	
措	制限				
	② 危険物質等の製造、引渡し、	貯蔵、移動、運搬又は消費の	国民保護法第10)3条第	3項第2号
置	一時禁止又は制限				
	③ 危険物質等の所在場所の変更	王又はその廃棄	国民保護法第10)3条第	3項第3号

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、前表の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

町は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場 及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定 する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、 被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療 関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有 し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動 調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受け て、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助する ため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置に当たる職員等に 防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる職員等に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる職員等に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

5 町長の権限

町長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、 県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条第1項	対 象 物 件 等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第 5 号	建物	・立入りの制限・立入りの禁止・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を 掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨	
2	当該措置を講ずる理由	
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる	
	権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)	
4	当該措置を講ずる時期	
5	当該措置の内容	

6 要員の安全の確保

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の 収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年 10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに 被災情報の第一報を報告する。
- (4) 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火 災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災 計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を 防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水 の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対 して情報提供を実施する。

- イ 町は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ウ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると 予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 町は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ア 町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成30年環境省環境再生・ 資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- イ 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は 不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行 う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定 に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

-【特殊標章等の意義について】―

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (第一追加議定書) において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務 又は協力 (以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使 用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別 するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章



オレンジ色地に青色の正三角形

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所 等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長又は消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」 (平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参 事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示 す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

交付 (使用) 権者		権者	特殊標章等を交付及び使用させる職員	
町		長	・町の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの	
	-		・消防団長及び消防団員	
			・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者	
			・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者	
消	防	長	・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの	

- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の 事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事 態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて 行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

第5編 復 旧 等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時 的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な 事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を報告する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、 それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

- (1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やか に被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、鉄道施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力 攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとお り定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺 地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実 情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により 原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し 負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失 については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。